

令和 4年 2月 4日

越前市長 山 田 賢 一 様

越前市国民健康保険事業の

運営に関する協議会

会 長 西 藤 浩 一

越前市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和4年1月27日付け、越保第2028号により諮問がありました国民健康保険税の税率改定について、当協議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

越前市国民健康保険の運営に関する協議会

答 申 書

答 申

本市の国民健康保険財政の現状は、被保険者の高齢化、医療技術の高度化等により、1人当たりの医療費は年々増加する見込みである一方、医療費を賄う主な財源である保険税については、社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行に伴う被保険者数の減少により、今後も税収の減少が見込まれる。

このような厳しい財政状況の中、令和4年度の保険税率については、長引く新型コロナウイルス感染症の経済的な市民生活への影響に配慮し、令和3年度末の収支の状況が、基金を一定程度積み上げることができると見込みであること、また、県への国保事業費納付金や標準保険料率等を考慮した結果、積極的に基金を活用する旨の説明がなされた。

以上のことを勘案し、当協議会において採決した結果、賛成多数をもって、下記の保険税率改定の基本的な考え方を考慮のうえ、資産割額の税率の引き下げ、それ以外の税率は据え置くという結論に至った。

また、令和4年度の国民健康保険税率は、別紙のとおり改定することが適当である。

記

【税率改定の基本的な考え方】

1. 国民健康保険の健全な財政運営を推進するため、基金等を活用しながら被保険者の急激な負担増とならないような保険税率の改定を行うこと。
2. 保険税の算定方式については、被保険者の負担が急変しないよう、資産割を段階的に廃止し、令和6年度に、所得割・均等割・平等割の3方式とすること。
3. 令和4年度の保険税は、医療分の資産割税率を13.0%から6.5%に引き下げることとし、国民健康保険財政の状況に応じて、2年後に保険税率の見直しをすること。
また、資産割引下げに伴う減収分は、基金等の活用により財源確保が可能なものの、基金等は限りがあるため、国の保険者努力支援制度を最大限活用するとともに、被保険者数の減少による税収減や医療費の伸びに対する今後の財源確保については、引き続き検討を進め、あわせて国・県に対し財政支援の拡充を要望すること。
4. 効果的・効率的な保健事業、健康づくり事業を引き続き行うとともに、特定健診の受診率向上については、医療機関と連携し、勧奨体制の強化を図り、生活習慣病の早期発見、早期治療により発症予防、重症化予防につなげ、被保険者の健康維持に努めること。
5. 適正受診の推奨やジェネリック医薬品（後発医薬品）への切り替えを推進し、医療費の抑制に努めること。
6. 保険税の収納体制の強化等による保険税収の確保についても、より一層努めること。

【令和4年度国民健康保険税率】

1. 基礎課税分

資産割税率について、現行13.0%を6.5%に改定すること。

2. 後期高齢者支援金等課税分

据え置き

3. 介護納付金課税分

据え置き